

# 広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



## 5 月号

2009 (平成 21) 年  
No. 56



### お大師堂めぐり歩け歩け大会

4月29日、お大師堂めぐり歩け歩け大会が屋代地区で開催されました。今年で20回目を迎える大会は、1200人を超える参加があり、参加者は暖かい陽気に包まれながら、各札所を目指して歩きました。

# 10月より

## 住民税の年金からの

### 引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

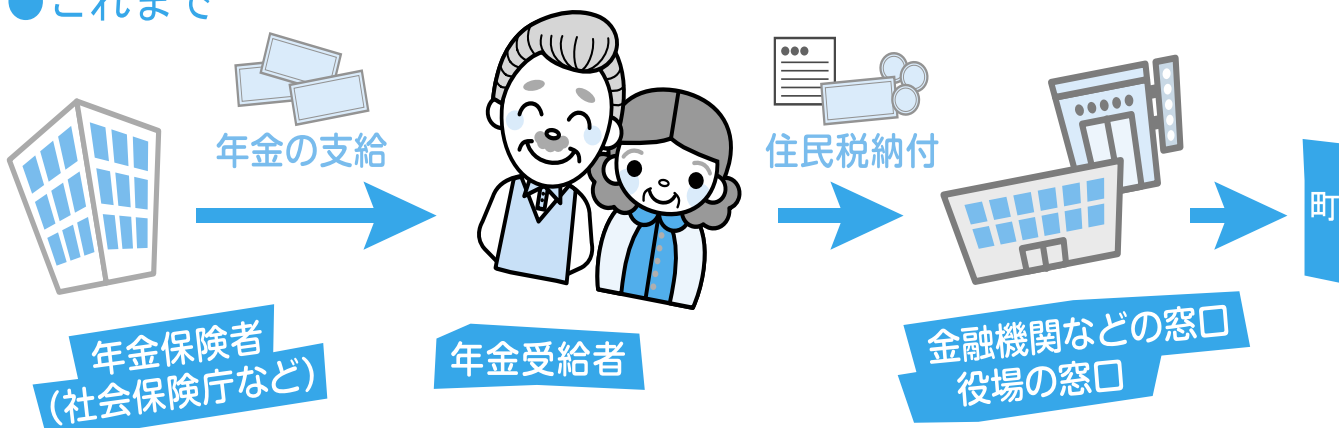
65歳以上の年金受給者で、  
住民税を納税されている方  
お知らせです。



〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落としとして町へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、役場や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この特別徴収制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、町へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、町の事務の効率化が図られます。

#### ●これまで



#### ●平成21年10月から



### 新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

## 4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納付義務のある方が対象です。



65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在で65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

### 引き落としの対象となる年金とは・・・

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

### 引き落としされる住民税額は・・・

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

### 引き落としが中止となる場合は・・・

引き落とし開始後、町外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により役場や金融機関などで納める方法または口座振替）により納めていただくことになります。

## 平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例) 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

### ■これまでの納め方

納付書等で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書等で納めていただきました。

### ■平成21年度の納め方

月	納付書等で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書または口座振替で納めていただくことになります。

### ■平成22年度以降の納め方

年金から引き落とし（特別徴収）						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

◆問い合わせ 税務課 ☎0820(74)1008

## 特定健診・特定保健指導

### 生活機能評価が始まります

今年も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診」が6月1日から始まります。健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い人を対象に、食生活や運動等の生活習慣を見直す特定保健指導が実施されます。

また、65歳以上の方で要支援・要介護認定を受けていない方は、健診等と同時に介護が必要な状態を予防することを目的とする生活機能評価を行います。

#### ◆今年度の変更点は次のとおりです。

○今年度75歳に到達される方は、誕生日の前日まで特定健診が受診できるようになりました。

受診できなかった場合は、誕生月の翌月下旬以降に後期高齢者医療の健康診査が受診できます。ただし、3月生まれの方は除きます。

○健診結果の通知をできるだけ早く行うため、健診実施機関が健診結果をお知らせします。

○年度途中に国民健康保険に加入された方も受診できるようになりました。

○昨年度特定健診を受診された方で、受診結果によっては心電図および眼底検査を詳細健診として実施できるようにになりました。（対象者は受診券に記載します。）

#### ◆その他の主な実施概要は次のとおりです。

○実施期間は平成21年6月1日から平成22年2月27日までです。

○対象者は、平成21年度中に40歳以上になる方で、75歳未満の方で社会保険等の加入者は、その医療保険者が実施する特定健診を受診してください。

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班

☎0820(77)5502

#### ◆健診等の対象者・目的・実施主体・受診に必要なものは以下のとおりです。

平成21年度中の到達年齢		40～64歳	65～74歳	75歳～
健診等名称		特定健診		健康診査
健診の主な目的		生活習慣病の予防		生活習慣病の早期発見
実施主体		周防大島町国民健康保険		山口県後期高齢者医療広域連合
受診に必要なもの	受診券	特定健康診査受診券		健康診査受診券
	保険証	国民健康保険被保険者証		後期高齢者医療被保険者証（75歳到達者のみ）
		—	介護保険被保険者証	介護保険被保険者証
	質問票	有	有	有
	基本チェックリスト	—	有 （要介護認定者等は無）	有（同左）
受診料		1,500円	1,500円	500円

- （注意）1. 質問票・基本チェックリストは、あらかじめ記入して持参してください。  
2. 本年度65歳になられる方は、誕生月に基本チェックリスト等を送付します。  
3. 妊産婦、6か月以上入院者、高齢者の施設入所者は対象になりません。

#### ◆平成21年度特定健診等実施機関

実施機関	場所	電話番号	実施機関	場所	電話番号
山中クリニック	久賀	☎72-0152	正木内科医院	西安下庄	☎77-0021
おげんきクリニック	小松	☎74-2490	安本医院	土居	☎73-0822
嶋元医院	小松	☎74-2310	大島病院	小松	☎74-2580
野村医院	横見	☎76-0017	橘病院	西安下庄	☎77-1000
川口医院	外入	☎78-0306	東和病院	西方	☎78-0310

受診券等は  
5月中に  
お届けします。

※各医院等により予約の有無や受付時間がありますので、詳しくは受診券等送付時にお知らせします。

合併してよかったと実感できる…

# 町のよさん①

町では今年度、幸せに暮らせる町づくりとして①安心して子供を産み育てられる町②働く意欲の湧き出る町③自然と環境にやさしい町④晩年を豊かで安心して過ごせる町⑤次世代に素敵な未来を約束する町という5本の柱を立て、予算編成を行いました。

今月号より『町のよさん』と題して、今年度実施する主要事業について紹介していきます。

## ①安心して子供を産み育てられる町

### ■ちびっ子医療費助成事業 1,880万5千円

小学校6年生までの医療費助成の所得制限を撤廃し全員を対象とします。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

### ■読み聞かせサポート事業 54万5千円

生後6か月程度の乳児のいる家庭に絵本を届け、読み聞かせによる情操教育の推進と親子の触れ合いを促します。併せて、町内14保育所に絵本を贈呈します。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505



▲助成券の見本

### ■放課後子どもプラン推進事業 1,976万1千円

町内8か所の放課後児童クラブの運営と、町内5か所の放課後子ども教室を運営します。新たに、沖浦っ子クラブ・たちばなっこクラブを開始します。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505  
社会教育課 ☎0820(78)2205



▲放課後児童クラブの様子  
(久賀児童館)

### ■保育料軽減対策 総額5,600万円の軽減

保育料を国の基準より平均30%程度の軽減措置を継続するとともに、第3子以降の多子世帯の保育料軽減措置を3歳未満から保育所入所者全てに拡大します。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

### ■妊婦一般健診事業 882万8千円

妊婦一般健診助成を10回から14回までに拡充し、内容も検査項目が増える等充実します。

◆問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504

### ■乳児健診事業 157万4千円

生後3か月および7か月に加え、生後1か月の乳児健診を新規に実施します。

◆問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504

### ■東和中学校改築事業 3億3,140万円

生徒が安心して学校に通えるよう耐震強度の低い東和中学校の校舎を改築します。

平成20年度から平成22年度

総事業費 6億6,421万7千円

鉄筋コンクリート造 2階建 2,317.97㎡

平成22年3月に校舎は完成予定

◆問い合わせ

教育委員会 総務課 ☎0820(78)0700



▲東和中学校改築後のイメージ図

# 地域型認知症予防プログラム

## 参加者募集のご案内

～楽しく認知症予防を始めてみませんか～



認知症は脳の障害による病気で、老化にともない誰でもかかる可能性があります。しかし、最近の研究では、生活習慣を変え

ることで、認知症を予防したり、発症を遅らせる可能性があることがわかってきました。認知症予防のコツは、認知症になりかけの時に落ちる脳の3つの機能

(①エピソード記憶②注意分割機能③計画力)を鍛えることです。これを仲間と一緒に楽しみながら活動するのが『地域型認知症予防プログラム』の特徴です。

プログラムでは、3つの脳の機能を鍛えるために『ウォーキング』に取り組んだり、『料理プログラム』では「今までに作ったことのない新しい料理を考え、実際に作ってみる。」「旅行プログラム」では「旅行の情報を調べ、旅程を立て、実際に旅行する。」等の活動をグループで行います。

脳を鍛える習慣は、日常生活で

長く続けていくことが必要です。このプログラムには、認知症予防のための行動を習慣化する目的で、さまざまな工夫がなされています。

認知症を予防し、住み慣れた周防大島町で元気に暮らしていくために、ぜひこの機会にグループの仲間と一緒に脳のトレーニングを始めてみませんか？

◆実施期間  
平成21年7月～10月  
プログラム開始前(6月)に脳の健康チェック、ウォーキング測定を行います。  
・参加希望者には、後日詳しいご案内を送付します。

◆対象者  
町内に在住しており、65歳～79歳までの介護保険の認定を受けていない方で、週1回、4か月間のプログラムに参加することが可能な方

◆募集人数  
1グループ7～8名程度

◆参加費 無料  
(ただし材料費等実費徴収)

■問い合わせ・参加申し込み先  
6月4日(木)までにたちばなケアプラザ内介護保険課介護予防班までお申し込みください。

☎0820(77) 5530

※申込書は、各地区の総合支所や出張所に置いてありますが、電話でのお申し込みも可能です。参加申し込みをされる際は、ご希望の会場およびご希望のプログラム内容(旅行または料理のいずれか)をお伝えください。

### ◆実施場所およびプログラムの内容・実施日時

	実施場所	プログラムの内容	実施日時	
久賀地区	久賀総合センター	ウォーキングと旅行または料理	毎週金曜日	13:30～15:30
大島地区	しまとびあスカイセンター	ウォーキングと旅行または料理	毎週水曜日	13:30～15:30
東和地区	東和総合センター	ウォーキングと旅行または料理	毎週金曜日	13:30～15:30
橘地区	たちばなケアプラザ	ウォーキングと旅行または料理	毎週木曜日	13:30～15:30

※ウォーキングプログラムへの参加については、事前に医師の許可が必要となります。(詳しくは、プログラム説明会にて説明します。)

※4か月間は、活動を支援するファシリテーターがつきますが、その後は自主グループとして活動するようになります。

※参加申し込みの状況により、場所・内容・実施時期等が変更されることがあるかもしれませんが、ご了承ください。(「プログラムの内容」の旅行または料理は、希望者の多い方で調整させていただくことになります。)

※6グループの実施を予定しています。広報掲載にない会場でもご希望が多いところでは実施を検討することができますので、ご相談ください。

## 第9回特別弔慰金が支給されます

（戦没者等のご遺族の皆様へ）

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されますのでお知らせします。

### ○対象者（請求順位）

- 1 平成21年4月1日までに弔慰金の受給権を取得された方
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
（戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。）
- 4 3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
（戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが3に該当しない方。）

### 5 1から4以外の三親等内の親族

（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません。）

### ○支給内容

額面24万円 6年償還の記名国債

### ○請求期間

平成21年4月1日～平成24年4月2日まで。

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求もれのないよう十分ご注意ください。

### ○問い合わせおよび請求先

福祉課（たちばなケアプラザ）

☎0820（77）5505

大島総合支所

☎0820（74）1001

久賀総合支所

☎0820（79）1000

橘総合支所

☎0820（77）5500

東和総合支所

☎0820（78）1110

## 情報公開・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の開示や訂正等について、個人の権利・利益の保護を図り、公正で信頼される町政の推進をめざします。各制度の平成20年度の利用状況は次のとおりです。

### ■問い合わせ 政策企画課

☎0820（74）1007

### ○情報公開制度

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	存否を明らかにしない	却下	不服申立
町長（上下水道課）	1	—	—	—	1	—	—
町長（商工観光課）	5	4	—	—	—	1	—
計	6	4	—	—	1	1	—

### ○個人情報保護制度

請求の件数	0
-------	---

# 生涯学習講座ご案内 教育委員会主催

町内の、どの地区にお住まいの方でも参加できます。



昨年度の生涯学習講座の様子

## かがやき塾

期間	7月～平成22年3月
回数	6回（その内、研修視察1回）
年会費	教材費は自己負担 （研修視察参加費は別途自己負担有）
対象	町内在住の方（年齢は問いません）
内容	とって身近なまちづくり、スクラップブック、知って得するエコライフ、研修視察、ちぎり絵で干支をつくろう、人権に関する話
会場	東和総合センター他

### ◆問い合わせ

社会教育課（東和総合センター内）  
☎ 78 - 2205 F A X 78 - 0909  
syakai@town.suo-oshima.lg.jp

## 悠遊教室

期間	5月～平成22年3月
回数	9回程度（その内、研修視察1回）
年会費	1,000円（研修視察参加費・教材費などは別途自己負担有）
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	研修、講義、ものづくり、仲間づくり等
会場	久賀総合センター他

## 乳幼児を持つ親の学級

期間	6月～平成22年3月
回数	8回程度
年会費	1,000円
対象	町内在住の乳幼児の保護者
内容	プール遊び、料理講習、クリスマス会、おひなまつり等
会場	久賀総合センター他

### ◆問い合わせ

久賀教育支所 ☎ 72 - 2271 F A X 72 - 0491  
kukakyoi@town.suo-oshima.lg.jp

## はつらつ講座

期間	5月～平成22年3月
回数	6回（その他、研修視察1回）
年会費	1,000円 （研修視察参加費は別途自己負担有）
対象	町内在住の60歳以上の方
内容	夏野菜・果物の育て方、心身のリフレッシュは適切な運動から、お薬のお話、野菜って面白い！、口腔機能の向上（いつまでも食事を楽しく）、幕末の大島、ポコポコ坊やと爆発ママのお話～「癒しの島」で人権感覚 豊かな人を育てる～
会場	大島文化センター

### ◆問い合わせ

大島教育支所 ☎ 74 - 5300 F A X 74 - 3999  
oshimakyo@town.suo-oshima.lg.jp

## 女性のための女性お楽しみ講座

期間	5月～平成22年3月
回数	5回
年会費	500円
対象	町内在住の女性（年齢は問いません）
内容	魚料理に挑戦、ふくしの制度のお話、野菜ソムリエによる「野菜の魅力再発見」、研修視察、エクササイズボールで健康維持
会場	橘総合センター他

### ◆問い合わせ

橘教育支所 ☎ 77 - 0100 F A X 77 - 1673  
tachibanakyo@town.suo-oshima.lg.jp

☎ 0820(79)1002 ■問い合わせ 農林課

## 周防大島町標準小作料

農地の区分		小作料の標準額
田の部	10アール当たり収穫量 510kg	10,900円
	10アール当たり収穫量 450kg	1,700円
みかん畑の部	10アール当たり収穫量 3,500kg	12,500円
	10アール当たり収穫量 3,000kg	2,800円
畑の部	平坦部	7,600円
	中間部	1,700円

農地の貸し借りを行う際の小作料額の決定は、原則として当事者の協議により決定することになります。しかし、全く自由にすると紛争のもとにもなりますし、担い手を育成確保し、農業経営を拡大していくうえでも高額な小作料については抑制しなければなりません。

そこで、農業委員会では、小作料契約の目安として、主に農業経営の安定を旨として「標準小作料」を設定しています。

農地の標準小作料制度



## 表彰

### ◆法務大臣表彰

橋爪 雅子さん(西三浦)  
(行政相談委員の功績)



### ◆大島郡体育協会表彰

体育功労賞  
原津 毅之さん(東三浦)  
(大島郡グラウンドゴルフ協会)

濱村 孝允さん(久賀)

(大島郡陸上競技協会)

秋元 敏雅さん(平野)

(大島郡水泳連盟)

「我が家で宿泊体験」  
「ホームステイ受入れ民家募集」  
体験が子ども達を変える!

周防大島町体験交流型観光推進協議会では、修学旅行等教育旅行誘致に取り組んでいます。教育旅行の中でも大変教育効果が高いとされ、注目を浴びている民泊体験の実施に向けて、受入れ民家を募集します。

子ども達を民家に宿泊させ、地域の人々と交流し、農業や漁業を体験することで、「豊かな心を育てる」のがねらいです。

子ども達を泊めて子ども達と交流したい、してみたいという皆さん、ぜひご協力をお願いいたします。

過度なものでなし等は一切必要ありません。我が子や孫、

親戚等を迎えるように自然体で接してあげてください。

※実際に受け入れを行う際は、事前に説明会等を行います。

また、同時に体験型観光で地域振興、農漁業を活性化するお手伝いをしてみたいという個人・団体・施設等の皆様を本推進協議会会員として広く募集します。

詳しくは商工観光課までお問い合わせください。

■問い合わせ 商工観光課  
☎0820(79)1003

広島・周防大島町人会総会のご案内  
広島・周防大島町人会(市里尚弘会長・伊保田出身)では、次のとおり今年度の総会を開催します。周防大島町または広島県内在住の方で、参加ご希望の方は事務局までご連絡をお願いします。

#### ◆開催日時

7月5日(日) 午前11時30分  
～午後2時30分

#### ◆開催場所

広島県民文化センター(鯉城会館)5階  
(広島市中区大手町1-5-3)

☎082(245)2311

#### ◆参加費

男性 8,000円  
女性 5,000円

#### ◆申し込み締め切り 6月10日(水)

#### ◆申し込み・問い合わせ

広島・周防大島町人会事務局  
川端 譲さん

☎0829(38)1185  
(ファックス兼)

## かしこい消費者

めざせ!

エステティックサービスの中途解約

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

### 【相談】

エステティックサービス  
の無料体験の広告を見てサロンに行き、店員に勧められて60万円の痩身エステをクレジットで契約したが解約したい。

### 【処理】

エステの中途解約について説明をし、店に解約を申し出るよう助言した。

### 【ワンポイント講座】

エステティックサービスは、契約期間が長いため中途解約に関するトラブルが多く、特定継続的役務提供として規制され、事業者には書面の交付が義務付けられているほか、クーリング・オフ(無条件解約)や中途解約の規制が設けられています。規制されるエステティックサービスは、契約期間が1か月を超え、金

額が5万円を超えるもので、契約書面を受領した日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。

エステティックサービスの提供に際して購入した健康食品、化粧品、浴用剤、下着類、美顔器、脱毛器などの関連商品についてもクーリング・オフや中途解約が可能です。

中途解約する場合の解約手数料は上限が決められており、サービス開始前であれば2万円、サービス開始後は利用したサービスの対価に相当する額に2万円または契約残額の10%のいずれか低い額を加えた額となります。

サービスを利用する際には、販売員の勧められるままにその場で契約せず、慎重に検討しましょう。

ほうでえ～

ありゃ～のう

# 周防大島町の話題

## 周防大島幹部交番開所式

4月6日、旧大島警察署において、柳井警察署周防大島幹部交番開所式が開催されました。

式では幹部交番所の西本吉孝所長が、「安心・安全な町、周防大島の実現を目指します。」と決意を表明されました。幹部交番となった後も運転免許の更新手続きなどの免許事務（原付免許試験、再交付手続きを除く）や道路使用許可の手続きは、幹部交番で引き続きできます。



決意表明する西本所長

## 防災訓練を実施

4月12日、久賀本町において、本町自治会自主防災連絡協議会の主催による防災訓練が実施されました。

今年で4回目となる訓練は、まずはじめに、家庭用エアゾール式消火具を使用した初期消火訓練を行いました。

続いて、震度6弱の南海地震が発生したと想定し、家具の下敷きとなった被災者を救出する訓練も行いました。

当日は、本町自治会を中心に町民30名が参加し、いざという時のために、みなさん真剣に訓練を行いました。

## 広島・周防大島町人会との交流会開催



4月4日、広島・周防大島町人会（市里尚弘会長・伊保田出身）による「周防大島町日帰り千本桜見物・グルメツアー」が開催されました。当日はあいにくの雨でしたが、28名が参加し、五条の千本桜を見学したあと、昼からサンシャイン・サザンセットにおいて地元参加者とともに、バーベキュー料理を堪能し、楽しいひと時を過ごしました。



初期消火訓練の様子



被災者救出の様子

## 平成21年度行政連絡員集会を開催

平成21年度の行政連絡員集会を4月17日から23日にかけて町内4か所で開催しました。集会では、町長から今年度の施政方針の説明、各部長から各部の重点施策の説明が行われました。その後、行政連絡員さんから町の施策に対する質疑や貴重なご提言をいただきました。

行政連絡員は、町行政と住民との連絡調整や広報などの文書の配布・回覧を行っていたり、町の非常勤の特別職の職員となります。各行政区（自治会等）において選任された自治会長さんなど273名の方に委嘱しております。（写真は久賀地区）



## 星野哲郎記念館の入館者が10万人達成



4月29日、星野哲郎記念館の入館者が10万人を達成しました。10万人目のお客様は、岩国市の白石登さんと、奥さんといっしょに記念館を訪れました。

10万人目を記念し、町長から花束と記念品が贈呈され、星野さんの大ファンである白石さんは、「78年間生きてきた中で、こんな事は初めて大変おどろきました。星野哲郎記念館へは、前から来たかったが、なかなか来れませんでした。10万人目達成が自分になり、いい記念になりました。」と喜んでおられました。

## 町の立病院

## お医者さん紹介



周防大島町立大島病院  
泌尿器科 河村 英文

平成21年4月から周防大島町立大島病院に赴任しました。

月曜日は周防大島町立東和病院、火、木、金曜日に周防大島町立大島病院にて外来診察を行っています。今まで泌尿器科は水曜日のみでしたので今後は月曜日以外ならいつでも受診が可能になります。

専門は泌尿器科一般ですが特に腎臓病に力をいれています。おしっこの中のいろいろな悩み（出にくい、トイレがちかい、もれるなど）を年のせいにならず、ぜひ一度ご相談にきていただければと思います。

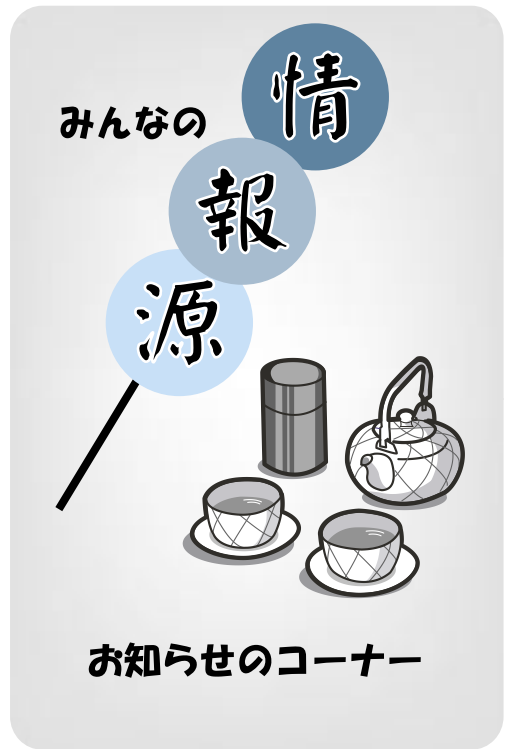


周防大島町立大島病院  
内科 橋本 一夫

初めまして。4月から周防大島町立大島病院に内科医師として赴任しました橋本と申します。

これまで消化器内科医として診療してまいりました。消化器内科は食道、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆嚢、膵臓などの腹部の病気を担当しています。また腹部超音波検査、上部消化管内視鏡検査（胃カメラ）、大腸内視鏡検査などの諸検査にも携わらせていただいております。胸焼けや胃もたれ、腹痛、便秘、下痢などでお困りの方や、検診で肝機能異常、胃癌検診や大腸癌検診で異常を指摘された方、また諸検査を希望される方はぜひとも受診をお願いします。

最後になりましたが周防大島の皆様の健康に貢献できるように切磋琢磨していこうと思っております。よろしくお願ひします。



募集

特定公共賃貸住宅および町営住宅等の入居者募集

○特定公共賃貸住宅

■募集戸数および場所

東和地区沖家室住宅 1戸  
橘地区おれんじヒルズ 3戸

■入居資格

- ・国土交通省令で定める所得が1か月当たり15万8千円を  
超え48万7千円以下の入居者
- ・現に住宅に困窮していること  
が明らかでない人
- ・同居し、または同居しよう  
とする親族がある人
- ・自ら居住するための住宅を  
必要としている人

○町営住宅等

■募集戸数および場所

久賀地区新開団地住宅 1戸  
(高齢者単身向け)  
久賀地区向津原上住宅 2戸  
久賀地区向津原下住宅 1戸  
久賀地区山下浜住宅 1戸  
久賀地区西ヶ原住宅 1戸  
大島地区第二中塚住宅 1戸  
東和地区伊保田住宅 1戸  
東和地区西方住宅 1戸  
橘地区栄住宅(単身向け) 4戸

- ・ 地方税完納者
  - ・ 公営住宅家賃完納者
  - ・ 入居者または同居者が暴力  
団員でないこと
- ※ただし、持ち家のある方は、  
入居申し込みはできません。

橘地区西浦住宅(単身向け) 1戸

■入居資格

- ・ 公営住宅法で定める収入基  
準に該当している方(政令  
月収で一般世帯は15万8千  
円以下、高齢者・障害者等  
の世帯は21万4千円以下)
- ・ 同居し、または同居しよう  
とする親族がある人(単身  
向けを除く)
- ・ 入居しようとする方が日常  
生活(歩行、自炊および食  
事、着脱衣、入浴、排泄等)  
に支障がない程度に健常で  
あること
- ・ 現に住宅に困窮しているこ  
とが明らかでない人
- ・ 自ら居住するための住宅を  
必要としている人
- ・ 地方税完納者
- ・ 入居者または同居者が暴力  
団員でないこと

- ※なお、昭和31年4月1日以  
前に生まれた方は、単身でも  
申し込みできます。
- ※ただし、町営住宅入居者お  
よび持ち家のある方は、入居  
申し込みはできません。

■申込期間

5月15日(金)～29日(金)

■選考方法

応募者多数の場合は、公開  
抽選をして決定します。な  
お、申込締切日に応募のな  
い住宅については、4週間  
に限り先着順で申込み受付  
を行います。

■家賃

所得に応じて決定

■入居予定

平成21年6月下旬

■問い合わせ

生活衛生課  
0820(79)1010

※申込方法などの詳しいこと  
は、生活衛生課公営住宅班ま  
でお問い合わせください。な  
お、応募の要項および申込書  
は周防大島町ホームページか  
らダウンロードできます。

特設人権相談所

- ◆日時 6月1日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 橘総合センター
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員  
※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

○人権擁護委員の委嘱

平成21年4月1日付けで法務大臣から竹本三千之さん(棕野)が委嘱されました。

人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくていよう解決の手助けをします。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

**警察官募集**

■申込締め切り

・郵送・持参

5月12日(火)～6月12日(金)

・インターネット

5月12日(火)～6月5日(金)

■第1次試験

7月12日(日)

■受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれた者で4年制以上の大学を卒業または卒業見込者が対象

■問い合わせ

柳井警察署

☎0820(23)0110

**介護支援専門員等**

**臨時職員募集**

■資格

介護支援専門員・保健師・社会福祉士 若干名

■業務内容

高齢者の総合相談、介護予防支援業務等

■勤務期間および時間

平成21年6月1日～

平成22年3月31日

週休2日

月曜～金曜(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

15分

■勤務場所

西安下庄3920・21

たちばなケアプラザ内

周防大島町地域包括支援センター

■面接日・場所

別添通知します。

■募集期限

平成21年5月29日(金)まで

■問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎0820(77)5506

**山口県要約筆記奉仕員養成講座受講者募集**

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にとその場の話の内容を伝える通訳です。

この講座では、聴覚障害者の基礎知識・コミュニケーション等の講義やOHP(オーバーヘッドプロジェクト)、ノートテイクを使った要約筆記の基本的な技術等を学びます。

■会場

柳井市総合福祉センター

■日程

6月6日～9月5日

(土曜日全10回)

午前10時～午後5時

■申込締め切り 5月26日(火)

■主催

申し込み・問い合わせ先

〒747-1221

山口市鑄銭司南原

2364-1

山口県聴覚障害者情報センター

担当 隅田・長田

☎083(985)0611

ファックス

083(985)0613

Eメール

yadainus@cablene.jp

**相談**

**司法書士サラ金・ヤミ金**

**無料電話相談会**

■日時 6月6日(土)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号

0120(003)821

■内容

消費者金融・信販会社・銀行等への返済でお困りの方々に債務整理手続きの紹介など問題解決に向けてアドバイスします。

■問い合わせ

山口県青年司法書士協議会

相談会担当

司法書士 末富洋一

☎0837(52)2205

**平成21年度長寿医療制度の保険料納付方法について**

～口座振替をお勧めします～

○長寿医療制度の保険料は毎年7月に決定し通知します。

○昨年8月まで保険料を年金から引き落としされていた方で、昨年8月の軽減見直し(8割5分軽減)により保険料が減額となり、10月以降、年金からの後期高齢者医療保険料の引き落としがなかった方は、今年の7・8・9月は納付書による納付となりますので、口座振替の手続

きをお勧めします。

10月以降の納付方法は7月の保険料決定通知の際にお知らせ致します。

○対象者には、5月中に文書を送付します。

(後期高齢者医療制度を長寿医療制度と呼称しています。)

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820(77)5502

保険料の軽減見直しにより、昨年10月以降年金からの保険料の引き落としがなかった方

7月	8月	9月
納付書により支所等へ納めていただきます。		



納入の手間も省け、納め忘れを未然に防ぐためにも口座振替の手続きをお勧めします。  
※6月19日(金)までに金融機関、郵便局で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

通帳・通帳の印鑑・被保険者証

お知らせ

県税の「夜間・休日の納税（相談）窓口」が開設されます

自動車税の納期限は6月1日(月)です。  
 県税事務所では、平日昼間に納税または納税相談ができない事情のある方のために、「夜間・休日の納税（相談）窓口」を開設します。  
 ぜひご利用ください。

■日時

5月28日(木)  
 5月29日(金)  
 6月1日(月)  
 午後8時まで

5月31日(日)  
 午前8時30分～  
 午後5時まで

■場所

柳井県税事務所  
 柳井市南町三丁目9番3号

■問い合わせ

☎0820(23)2121

周防大島松山フェリーの時刻表改正について

周防大島松山フェリーは、4月20日より時刻表を改正しましたのでお知らせします。

	柳井発	伊保田発	三津浜着		三津浜発	伊保田発	柳井着
1	07:05	08:24	09:35	1	03:20	04:36	05:50
2	12:25	13:44	14:55	2	09:45	11:01	12:15
3	17:45	19:04	20:15	3	15:05	16:21	17:35
4	23:05	00:24	01:35	4	20:25	21:41	22:55

※4 柳井発(23:05)～三津浜着便は土曜日運休(9月19日は運行)  
 ※1 三津浜発(3:20)～柳井着便は日曜日運休(9月20日は運行)

■問い合わせ

周防大島松山フェリー株式会社  
 ☎0820(75)1575

5月18日(月)～24日(日)は春の行政相談週間です。

これまで行政相談委員を務めてこられた橋爪雅子さんに替わって、柳澤裕実さん(東三浦)が平成21年4月1日付けで総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。また、末満良勇さん、中村興家さん、二宮信三さんは、同日付けで引き続き行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、役所(国、独立行政法人、特殊法人など)の仕事に関する苦情や要望を受け付け、関係機関に対する通知や助言を行っています。

行政相談委員は、次のとおり行政相談所を開いていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

地区	相談委員氏名	相談日	場所
久賀地区	末満良勇	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
		第3火曜日 13:30～15:30	椋野出張所
大島地区	柳澤裕実	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	中村興家	第3火曜日 13:30～15:30	自然休養村管理センター
橘地区	二宮信三	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

また、山口行政評価事務所でも、相談を受け付けています。(電話、手紙、FAX、インターネットのいずれでも相談できます。)

◆総務省山口行政評価事務所

- 住所 〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館
- 電話 0570-090110 (行政苦情110番) または 083(932)1100
- 手紙 書式は自由です。
- ファックス 083(922)1591
- インターネット <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/yamaguchi.html>

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。  
 申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の3種類があります。  
 本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一

国民年金保険料の免除制度

定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。  
 また、退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となり、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班  
 ☎0820(77)5502

催し

転倒予防教室の開催

最近よくつまずく、歩く時や座る時に不安を感じる方はいませんか？この教室は足腰の衰えを予防するために、仲間と一緒に転倒予防のコツや体操について学び運動習慣を身につけて転倒を予防することを目的としています。転倒をする前に『転ばぬ先の杖』を習得しましょう！

■対象者

- ・町内に住所を有するおおむね65歳～79歳の方
- ・歩行や転倒・骨折に不安のある方

・要介護認定を受けていない方で本教室に参加したことのない方

※教室に参加する際は、主治医の許可を得てください。

■実施期間

平成21年6月～平成22年3月の月1回10回コース  
午前9時30分～11時30分

■受講料

100円/回

※傷害保険を用意しています。必要な方は申込時にご連絡ください。

ださい。

保険料金は参加人数によって異なりますが1100円～1800円程度です。

■教室内容

- ・体力測定（6月と2月）
- ・健康チェック
- ・運動・栄養に関する講話
- ・転倒を予防する体操実習など

■開催地区と日程

- （一部変則的な部分あり）
  - ・大島地区：蒲野農村環境改善センター
  - 《毎月第1月曜日》
  - ・久賀地区：椋野出張所
  - 《毎月第2月曜日》
  - ・東和地区：油田農村環境改善センター
  - 《毎月第3月曜日》
  - ・橘地区：日良居出張所
  - 《毎月第4月曜日》
- ※詳しくは4月広報時に配布した『転倒予防教室参加者募集』のチラシをご覧ください
- ※申請者には後日詳しい案内文を送付いたします。
- 締切日・お問合せ  
5月29日（金）までに  
介護保険課介護予防班  
☎0820（77）5530

農地の無断転用を防ごう！ ～農地の転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。

農地を青空駐車場として利用する場合や農業施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合は許可が不要です。この場合、あらかじめ農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。

○農地転用の許可申請手続きは？

農地転用の許可申請手続きは、次のとおりです。

- 1 県知事の許可  
（農地が4ヘクタール以下の場合）  
県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。
- 2 農林水産大臣の許可  
（農地が4ヘクタールを超える場合）  
農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。  
なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、

農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

- 1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）  
農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。  
一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。
- 2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）  
農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会（農林課内）  
☎0820（79）1002

**山口県立大学公開講座  
開催について**

山口県立大学では、教育・研究の成果を地域に還元し、幅広い層の県民に学習機会を提供する目的で公開講座を開催しています。

このたびは周防大島町で4回の講座を開催しますので、ぜひ、ご来場ください。

■講座名・講師

日時・会場

○自分らしく生きるために

正司明美先生

6月20日(土)

午後1時30分～3時

久賀総合センター

○いつでもできる健康づくり

青木邦男先生

6月27日(土)

午後1時30分～3時

大島文化センター

○ふくしの制度のお話

高木健志先生

7月4日(土)

午後1時30分～3時

橘総合センター

○とっっても身近なまちづくり

高野和良先生

7月18日(土)

午後1時30分～3時

東和総合センター

■入場無料

※事前の申込みは不要

1回のみの受講も可能

■問い合わせ

社会教育課

☎0820(78)2205

■宮本常一写真展

海辺の暮らし―芸予の海

を見つめて―

■日時 5月1日より開催中

■場所

周防大島文化交流センター

■内容 民俗学者・宮本常一

が撮影した約9万枚の写真

から昭和三十年～四十年初

頭の瀬戸内海中部「芸予の

海」に関するものをパネル

展示。

■入場料

一般 300円

小中学生 150円

※町内小中学生 無料

※20名以上は団体割引

※星野記念館入館との共通

割引券も有ります。

■主催・問い合わせ

周防大島文化交流センター

☎0820(78)2514

～おはなし会へ行こう～

絵本の読み聞かせは子どものものと思いませんか？それではもったいない！絵本は年齢を問わず、性別を問わず、誰にでも楽しむことのできるものです。絵本は字のとおり絵の本、絵を読む本です。絵を楽しむには字（おはなし）は人に読んでもらうのが一番。読んでもらうと映画やテレビとは違ったビジュアルとして、発見や感動があります。現代は絵本ブーム、読み聞かせブーム。ぜひ、大人も子ども達といっしょに読み聞かせを楽しみましょう。

絵もおはなしもわからない赤ちゃんだって大丈夫。読んできかせる言葉のリズムや周りにいる人達とうれしい、たのしいと共感する体験がここを育てます。

～おはなし（絵本の読み聞かせ）会～

◆子育て支援センター（たちばなケアプラザ）

第3金曜日 午前10時30分～11時

対象 乳幼児

◆久賀図書館

第3土曜日 午前10時30分～11時

対象 幼児から小学校低学年

◆大島図書館

第3土曜日 午後3時15分～4時頃

対象 幼児から小学校低学年

◆橘図書館

第4水曜日 午後4時～4時30分

対象 小学校低学年

※対象は選書時に基準とする年齢です。

子育て応援！



(子育て支援センター)

第2回 あそびの広場

みんなあつまれ いっしょにあそぼ

○とき 5月26日(火)

午前10時～午後3時

5月27日(水)

午前10時～午後3時

○ところ 久賀総合センター

※申込不要・出入り自由

◆子育て支援センター

☎0820(77)5505

5月は児童福祉月間です

子どもの笑顔は島の宝です。次代を担う児童の健全な育成に地域で取り組みましょう。

☆どんなことでも気軽にご相談ください。

◆相談窓口

福祉課

☎0820(77)5505

健康増進課

☎0820(77)5504



島のくらしをおすすめ分け

夏コース

○田舎暮らし体験コース

・日時 6月2日(火)

午前9時～午後2時

・内容

牛やヤギの世話、畑作業

野菜収穫体験、昼食作り等

・場所 沖永牧場(出井)

・体験料 2000円

・受入人数 3～4人

・募集締め切り 5月22日(金)

○イギス豆腐と郷土料理づくり

・日時 6月5日(金)

午前9時～午後2時

・内容

イギス豆腐づくり(2種)、

大島の郷土料理づくり

・場所 油田農村環境改善セ

ンター(伊保田)

・体験料 2000円

・受入人数 10人

・募集締め切り 5月26日(火)

※昼食あり

○らつきよう漬けづくり

・日時 6月13日(土)

午後1時～午後4時

・場所 周防大島町農産加工セ

ンター(東安下庄)

・体験料 2000円

・受入人数 10人

・募集締め切り 6月3日(水)

○大島食文化の伝承

・日時 6月24日(水)

午後1時～午後4時

・内容

てんぐさ料理、ひじき料理

・場所 橘総合センター

(西安下庄)

・体験料 1000円

・受入人数 5～10人

・募集締め切り 6月12日(金)

○豆腐とおから料理づくり

・日時 6月30日(火)

午前9時～午後1時

・場所 工房ふきのとう

(志佐)

・体験料 1500円

・受入人数 5～6人

・募集締め切り 6月19日(金)

※昼食あり

・申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)1002

お詫びと訂正

広報すおう大島4月号の「町職員の異動」で誤りがありました。

○退職(平成21年3月31日付)

▼末長健寿(橘総合支所長)

お詫びして訂正します。



元気ですか? 生活機能評価 生活機能評価(介護予防健診)のお知らせ

生活機能評価(介護予防健診)のお知らせ  
 新緑がさわやかな季節になりましたがお元気ですごしですか。さて、今年度も6月1日から特定健診や生活機能評価が始まります。

みなさんは「生活機能」という言葉を聞かれたことがありますか。これは、私たちが日常生活をする上で必要な動作や家事・仕事をこなす能力、心や体の働き、家庭や社会の中での役割などの機能が含まれており、高齢になっても元気で自立した生活をする上で必要になる能力のことです。町では高齢者の方が介護が必要となる状態を予防することを目的として、65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方を除く)に「生活機能評価」を実施します。

まずは自分の生活機能の状態を知るために生活機能評価を受診しましょう。高齢期は、ちょっとしたきっかけで容易に機能低下が起こりやすく、そのままにしておくと生活に支障を起こしてきます。そのため、自分の心身の状況を知って介護予防を意識した生活習慣を心がけることが大切です。

周防大島町保健師

齋藤 美登里

(介護予防班)

健診の結果、生活機能の低下がみられる方には町から結果通知を送付します。自分の健診結果を正しく把握し、早い段階から予防に取り組んでいくために、保健師がご本人の生活や心身の状況等に応じて生活機能を向上するための生活習慣について一緒に考えたり、このための介護予防事業の利用について相談などを行います。

若い時から健康づくりを心がけたり、老化に伴う心や体の衰えが進まないような生活習慣を心がけ、いつまでも住み慣れた周防大島町で元気で生きがいをもっていきいきと暮らしていきたいものです。

介護予防班では、保健師等が各地区に出向き、健康相談や訪問指導、各種介護予防教室や出前講座などを実施し、みなさんの健康づくりのお手伝いをしています。介護予防事業に関するご意見やお問い合わせ等ありましたら、いつでもお気軽にご連絡いただけたらと思います。

介護保険課 介護予防班  
 ☎0820(77)5530

5月			
21日(木)	健康相談〈10:00～11:30久賀庁舎〉	5日(金)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 こころの健康相談〈久賀福祉センター【要予約】〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504 ポリオ〈受付13:00～13:30しまとびあスカイセンター〉
22日(金)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉	6日(土)	
23日(土)		7日(日)	休日当番医〈川口医院☎78-0306〉
24日(日)	休日当番医〈正木内科医院☎77-0021〉	8日(月)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉
25日(月)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00沖浦農村改善センター〉 リトミック〈10:00～11:00たちばなケアプラザ〉	9日(火)	健康相談〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:30東和庁舎〉
26日(火)	健康相談〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:30東和庁舎〉 あそびの広場〈10:00～15:00久賀総合センター【申込不要】〉	10日(水)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉
27日(水)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 あそびの広場〈10:00～15:00久賀総合センター【申込不要】〉	11日(木)	健康相談〈10:00～11:30久賀庁舎〉 リトミック〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉
28日(木)	健康相談〈10:00～11:30久賀庁舎〉 育児相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉	12日(金)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00油田農村環境改善センター〉 育児相談〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉 健康相談〈12:30～14:00情島公民館〉
29日(金)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00久賀健康管理センター〉 ポリオ〈受付13:00～13:30しまとびあスカイセンター〉	13日(土)	
30日(土)		14日(日)	休日当番医〈野村医院☎76-0017〉
31日(日)	休日当番医〈安本医院☎73-0822〉	15日(月)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00和田出張所〉
6月		16日(火)	健康相談〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:30東和庁舎〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00東和病院〉 育児相談〈10:00～11:30久賀福祉センター集会室〉
1日(月)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉	17日(水)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00東和総合センター〉
2日(火)	健康相談〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:30東和庁舎〉 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 〈受付13:00～15:00久賀健康管理センター〉	18日(木)	健康相談〈10:00～11:30久賀庁舎〉
3日(水)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 献血〈9:30～11:30しまとびあスカイセンター〉 〈13:30～15:30久賀農業者健康管理センター〉 育児相談〈10:00～11:30東和総合センター 和室〉	19日(金)	健康相談〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 おはなし会〈10:00～11:30たちばなケアプラザ〉
4日(木)	健康相談〈10:00～11:30久賀庁舎〉	20日(土)	

乳がん・子宮がん検診会場変更のお知らせ

平成21年度各種がん検診等希望調査票送付時にお知らせしました日程について、検診希望者数の都合により変更になりました。お間違いのないようお越しく下さい。

変更前

変更後

6月2日(火) 椋野公民館 ⇒ 6月2日(火) 久賀健康管理センター

各種がん検診日程については、広報すおう大島健康相談カレンダー、周防大島町ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

◆問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504

1歳6か月児健康診査のお知らせ

◆日時 6月26日(金)

13:00～13:30(受付時間)

◆場所 たちばなケアプラザ

◆対象者

- ・平成19年10月25日～平成19年12月26日生まれの幼児
- ・平成21年6月26日現在、1歳6か月～2歳未満で受診していない幼児

◆問い合わせ 健康増進課☎77-5504



6月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
B・C型肝炎抗体検査	10日(水)	10:00～11:00
骨髄バンク登録検査	10日(水)	9:00～10:00
エイズ抗体検査	10日(水)	13:00～15:30
思春期・ストレス相談	12日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	16日(火)	13:00～14:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーは PDF 版では掲載しておりません。

防災行政無線  
屋外放送の内容確認は  
☎0820(79)0898  
※旧大島町でご案内していたテ  
レホンサービス(☎0120-  
74-8986)は使用できま  
せん。

**今月の納税**

軽自動車税	全期分
固定資産税	第1期分
納期限	6月1日(月)

◆税務課☎74-1008

**人の動き** (5月1日現在)

人口	20,277人	(11人増)
男	9,127人	
女	11,150人	
世帯数	10,540戸	(42戸増)

**周防大島町交通事故発生状況**  
(平成21年3月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
10	1	13
前年比		
-3	+1	-3

物損事故件数		
件数	前年比	増減
72		+9

このコーナーは PDF 版では掲載しておりません。

## 野焼きに注意！

空気が乾燥し、風が強い日が多いため、野焼きが原因の**死亡事故**が多発しています！

営農上必要となる雑草や籾殻などの焼却以外、原則、野焼きは法律で禁止されています。

※万が一火災が発生した場合は無理して消そうとせず、速やかに消防署に通報してください。

山 口 県

## アロハキャンペーン

6月22日(月)～8月31日(月)

今年も期間中アロハキャンペーンを実施します！

昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島提携を結んだことにちなみ、今年から「アロハキャンペーン」を6月22日から実施することにしました。

「アロハ」とは、「こんにちは」「ごきげんいかが」など親しみを込めた呼びかけに使われ、「よくいらっしやいました」という意味があります。周防大島町では、アロハシャツを着て「おもてなしの心」で皆様を歓迎します。

(財)山口県大島郡国際文化協会